

現場説明書

一般的事項 1

令和3年4月15日調達公告以降適用

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（令和2年12月24日付第202000227272号県土整備部長通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

現場説明書

特記事項1

令和5年10月10日以降調達公告適用

仕様書	<p>①調達公告日時時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htmを参照すること。</p>																																																
工程	<p>① (他工事等との調整) 工事全般 については、<u>岩美道路事業、蒲生川河川改修事業</u> と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② (部分完成、着工保留) _____ については、_____ まで _____ (すること、しないこと)。</p> <p>③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8:00~17:00) を見込んでいる。 _____ の施工時間は、_____ : _____ : _____ とする。</p> <p>④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領 (平成28年6月9日付第201600036328号県主整備部長通知) の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>⑥ (週休2日工事) 本工事は、鳥取県県主整備部週休2日工事試行実施要領 (平成30年3月12日付第201700297117号県主整備部長通知) の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。</p>																																																
用地関係	<p>④ (用地、物件等未処理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____ 頃 _____ の予定である。</p>																																																
支障物件	<p>① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) について調査済み] 調査不要である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。</p> <p>② (支障物件) _____ の施工に当って、_____ が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。</p>																																																
公告対策	<p>④ (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____ については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____</p>																																																
安全対策	<p>① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">交通誘導員A</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">交替要員</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">1日あたり合計</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">配置日数</td> <td style="width: 10%;">_____ 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____ 人・日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>1 人</td> <td>交替要員</td> <td>0 人</td> <td>1日あたり合計</td> <td>1 人</td> <td>配置日数</td> <td>80 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">80 人・日</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合には、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。</p> <p>また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日	_____		_____		_____		_____		工事全体合計		_____ 人・日						交通誘導員B	1 人	交替要員	0 人	1日あたり合計	1 人	配置日数	80 日	_____		_____		_____		_____		工事全体合計		80 人・日					
交通誘導員A	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日																																										
_____		_____		_____		_____																																											
工事全体合計		_____ 人・日																																															
交通誘導員B	1 人	交替要員	0 人	1日あたり合計	1 人	配置日数	80 日																																										
_____		_____		_____		_____																																											
工事全体合計		80 人・日																																															

現場説明書

特記事項 2

濁水処理	<p>① (濁水処理)</p> <p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について(平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知) (https://www.prof.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hoseusetudan.pdf) に基づいて適正に処理すること。</p>
建設副産物の処理	<p>【建設発生土(処理)】</p> <p>建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.prof.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。</p> <p>① (他工事等流用)</p> <p>建設発生土は、_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。</p> <p>② (建設技術センター)</p> <p>建設発生土は、_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処理費として1m³当たり_____円をセンターに支払うこと。センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m³以上)</p> <p>③ (民間残土受入地)</p> <p>建設発生土は、_____市・町・村_____地内の_____に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処理費として1m³当たり_____円を_____に支払うこと。民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m³以上)</p> <p>④ (土質改良プラント)</p> <p>建設発生土は、_____市・町・村_____地内の_____に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処理費として1m³当たり_____円を_____に支払うこと。土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m³以上)</p> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】</p> <p>① (分別解体等)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m³当たり 6,966 円 アスファルト塊 1m³当たり _____ 円 建設発生木材 1m³当たり _____ 円</p> <p>② (他工事等流用)</p> <p>[Co雑割材・_____] は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用するものとする。</p> <p>③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)</p> <p>建設発生木材は、_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、1t当たり_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、[所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p> <p>④ (木材市場等へ売却)</p> <p>建設発生木材は、_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p>

現場説明書

特記事項 4

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用)</p> <p style="margin-left: 20px;">岩美道路事業関連、蒲生川河川改修事業関連 工事から [本工事運搬・相手方運搬] の建設発生土を受入れ、使用箇所：<u>路体盛土</u> に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。</p> <p>② (再生資材の使用)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____ に使用する。 ウ 再生クラッシュラン [規格：Rc-40] は、使用箇所：<u>基礎碎石</u> に使用する。 エ 再生コンクリート砂 [規格：RS-_____] は、使用箇所：_____ に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物 [規格：再生密粒度アスコン20] は、使用箇所：<u>表層工</u> に使用する。 カ その他再生資材 [資材名：_____] [規格：_____] は、使用箇所：_____ に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。</p>
工事用道路	<p>① (農地の一時転用について)</p> <p style="margin-left: 20px;">本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。</p> <p style="margin-left: 20px;">—【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】—</p> <p style="margin-left: 20px;">受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。</p> <p>② (農地の賃貸借)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア _____ の用途に使用するため、_____ 市・町・村 _____ 番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。</p>
その他	<p>① (自社施工)</p> <p style="margin-left: 20px;">本工事においては、(※) _____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別 (レベル4) を記載する。</p> <p>② (工事名称)</p> <p style="margin-left: 20px;">工事標示板に記載する名称は、<u>岩美第二事業所造成工事 (2工区)</u> とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p>

現場説明書

特記事項 5

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・**オ**〕に該当するため。

~~ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事~~

~~イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）~~

~~ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~

~~エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）~~

オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、_____（対象工事の区分を記載）_____工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 頁

イ 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 頁

ウ 技能士種別：_____ 技能士、該当工種：_____ 工、特記事項根拠：_____ 頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

予定価格4千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格4千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り_____〕

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事は _____ 重建設機械分解組立輸送 で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格_____ 25 t吊）の採用単価は、（_____ 長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価 _____ 月号、_____ 809 頁を参照すること。

その他の

現場説明書

特記事項 6

その他

⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。
 下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。
 1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

⑬ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。
 また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。ア（張芝工・筋芝工）は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。イ（植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工）に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。ウ（おら芝工・植生シート工・植生マット工）に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当り〇〇円を見込んでいる。

⑯ (ICT活用工事〔受注者希望型(LightICTを含む)〕)

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。
 仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

現場説明書

特記事項 7

その他

- ⑱ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)
本工事は、労働安全衛生規則第2編第1-2章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。
- ⑲ (標示板の設置)
本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。
標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。
- ⑳ (CCUS活用推奨工事[受注者希望型])【災害復興工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】
本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。
仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。
- ㉑ (遠隔臨場)
本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達告示日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
- ㉒ (施工管理システム)
本工事は、施工管理システムの利用可能工事（試行）である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm>
- ㉓ (仮設備)
河積を阻害する仮設物等については、出水期（毎年6月10日）までに撤去すること。これが困難な場合は、監督員と協議すること。
- ㉔ (杭工事の施工管理)
~~杭工事については、毎日の作業完了後、元請業者から発注者に作業状況の報告をすること。報告は別紙様式によるものとする。（電子メール及びファクシミリ可）~~
~~杭工事の施工期間中は、全工程において、元請業者、杭工事専門業者及び杭工事に関連する下請業者が立ち会うこと。~~
~~杭の施工記録は原本を提出すること。施工記録が損傷するなど原本が提出できない場合は、理由書を作成し、監督員立ち会いのもと当該施工部分について検証を行うこと~~
- ㉕ (通行ルートについて)
本工事での工事車両は、県道陸上岩井線を通行することとなるが、残土及び工事材料の搬入時、機械回送時等は、岩美町陸上側から通行することとし、国道9号へ向けて通行しないことを基本とする。なお、やむを得ず国道9号へ向けての通行が必要となる場合は監督員と協議すること。
- ㉖ (残土受入)
残土受入条件としては、鳥取県建設技術センターの基準（コーン指数 300KN/m²以上）があるが、それにこだわらず関連工事からの残土発生状況により受け入れを行い、場内にて曝気等を行うことがある。
- ㉗ (工事内容全般について)
先行工事（岩美第二事業所造成工事（1工区））が未完了であり、盛土の完成高さ及び排水構造物等の延長や構造は想定である。起工設計書の契約図面及び数量計算書は、残土搬出工事での地山換算での搬出予定土量をベースに作成したものであり、先行工事完了後に修正設計を行うこととする。また、実際の残土量や、土砂の変化率等によっても、工事内容が増減する可能性がある。
- ㉘ (堤体部の盛土材料について)
堤体部（I IIゾーン）の盛土材料は、コーン指数 500KN/m²以上のものを使用することとする。上記㉖により良質な盛土材が得られない場合は、過年度工事にて造成された盛土材を一部掘削し、堤体部に使用することを検討する。また、施工の順序は、堤体部を初めに施工し、その後に背面の施工を行うこととする。
（別紙特記事項 建設発生土処分場造成マニュアルの記載事項に留意すること）
- ㉙ (土砂撤去工（沈砂池）について)
沈砂池の撤去土砂について、盛土材へ流用可能な土砂と、汚泥として処分する土砂をそれぞれ半分ずつ見込んでいるが、可能な限り盛土材への流用を行うこと。
- ㉚ (交通誘導員について)
交通誘導員の計上については、過年度工事実績等を参考とした想定人数（80人）であり、最終的な配置実績により設計変更を行う。ただし、予算上の制約があるため、大幅な数量の増が見込まれる場合には監督員と協議すること。
- ㉛ (盛土材の搬入時期の予定について)
・岩美道路管理用道路設置工事（7工区）（仮称）：6月～10月
・蒲生川河川改修工事（13工区）、（14工区）、（15工区）：4月～9月
- ㉜ (前金等の請求時期について)
予算執行上の理由により、前金や部分払い等の請求は、令和6年4月1日以降とすること。

※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

現場説明書(1/2)

特記事項 鳥取県土
(R6.1.25改訂)

千代川水系における濁水防止対策

1 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、あらかじめ千代川漁業対策協議会事業調整会議において調整している。工事実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ (H27.7.28 千代川漁業対策協議会)」に基づき以下の事項を遵守して、汚濁防止に努めること。
また、「具体的で詳細な濁水対策」を施工計画書に明記するとともに、実際に作業を行うオペレーターをはじめとする全ての現場作業員に対して、新規入場者教育や毎日の朝礼等の機会に「具体的で詳細な濁水対策の行い方」を指導するなど、積極的な濁水対策を徹底すること。

- ア 受注者は、汚濁防止（仮設足場等の設置を含む）に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「ク 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。
- イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。
- ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。
- エ 汚濁を生じる恐れのある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会を求めると。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。
- オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。
- カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は（赤又は黄）とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。
- キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日（1日程度）の前後の期間（10日程度）は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行ったうえで細心の注意を払い作業を行うこと。なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。
- ク 留意事項

河床掘削関係	(1)河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削とすること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2)発生した玉石（概ね20cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。
石積工関係	(1)石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。
仮設道路関係	(1)仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を構想すること。
土のう関係	(1)河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（赤色又は黄色）を打ち、設置時及び撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2)土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。
沈砂池関係	(1)原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2)沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3)高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4)沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数（連数）とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5)ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基数を増やす等、効果を見ながら対応すること。

2 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。

ア 確認時期

・工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバックホウ等が現地にある時期とすること。

イ 確認事項

＜河床状況＞

・玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。

・平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。

＜仮設材（大型土のう等）等の撤去＞

・仮設材（大型土のう等）が全て撤去されているか。

・設置時及び撤去時数量の管理資料（赤色又は黄色番号入り空袋写真等）

＜工事資材や発生したゴミ等の撤去＞

・工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。

現場説明書(2/2)

特記事項 鳥取県土
(R6.1.25改訂)

事故防止対策	公益占有物件等への	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、鳥取県土木工事共通仕様書及び鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づき、公益占有物件にかかる事前調査・所有者等との調整・必要に応じて対策を行い、事故防止を確実に実施すること。 ※工業用水道管については、鳥取県企業局のホームページで概略位置を確認のうえ、必要に応じて管理者に協議を行うこと。(URL : https://www.pref.tottori.lg.jp/205136.htm)
モニタリング調査等	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・当工事はモニタリング調査(施工形態動向調査)対象工事(工種: _____)であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。 ・当工事は施工合理化調査対象工事(工種: _____)であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
針適用	環境配慮指	<ul style="list-style-type: none"> ・当工事は「鳥取県公共事業環境配慮指針」適用工事であるため、別紙環境配慮チェックリストの「検討必要」事項を配慮するよう努めること。配慮した場合、環境配慮リストの「配慮した」欄をチェックし、配慮できなかった場合はその理由を附し、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
実態調査	建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・当工事は「建設副産物実態調査」対象工事であるため、別途監督員から渡される調査票等に記載の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 工事完成通知書の提出に先立って、県は鳥取県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第3編 1-1-5に基づき実施する段階確認の最終項目として「臨場による現地完成確認」を行う。 2 請負業者は共通仕様書第3編 1-1-5に基づき、県に提出する段階確認報告書の段階確認項目に「臨場による現地完成確認」を明記すること。 3 現場説明書の要領等の最終改正は、鳥取県のホームページ「とりネット」に掲載してありますので確認下さい。

※明示する事項を____部分に記入または追記し、不要部分は○○で削除して使用すること。

【別紙】特記事項

建設発生土処分場造成マニュアル（平成19年3月） より、当工事に関連する頁を抜粋

1 地質調査

残土処分地は、通常丘陵や台地の谷部を埋立てるように計画する。このような場合、軟弱層の厚さと基盤の傾斜が盛土の安定に大きく影響するので、設計段階で以下の地質調査を実施する。

調査手法：スウェーデン式サウンディング、簡易動的コーン貫入試験

上記のサウンディングによって軟弱層が厚く分布することが明らかとなった場合、ボーリング、土質試験等を実施して軟弱層の正確なせん断強度特性等を把握するものとする。

調査深度：砂質土の場合 換算N値 30 以上を示す深度まで

粘性土の場合 換算N値 20 以上を示す深度まで

調査箇所：のり尻付近のほか、谷筋上流に最低1箇所

軟弱層が確認された場合は盛土の安定計算を行いその影響を把握し、必要に応じて置換・地盤改良等の対策工法を計画する。

2 盛土材料

(1) 盛土材料として使用可能な残土

盛土材料として使用できる残土とその搬入については、次の対応が必要である。

<発生側>

① 残土発生の諸条件整理・提供（施工場所、土質区分、数量、発生時期）

方法：搬入伝票等の義務付け

② 盛土として受け入れられる材料

第4種建設発生土レベルまで（コーン指数 $qc \geq 300 \text{ kN/m}^2$ ）

土質区分・土質区分適用用途標準については、建設発生土利用技術マニュアルを参照のこと。

③ 最大礫径100mm（ただし、転石の場合は300mm以下）

④ 礫径38.1mm以上の礫混入率40%以下

<受入側>

① 土質区分による盛土位置の設定

② 搬入された残土盛土位置の記録

(2) 盛土材料に適さない残土への対応

盛土に適さない残土についても、公共工事实施の円滑化や環境対策の面から極力受け入れることが求められており、その対策として次の方法が考えられる。

<発生側>

① 降雨、降雪時期の搬入を避ける。（降雨、降雪時期に残土を発生させない工程とする。）

② 脱水乾燥又は安定処理対策を施して搬入する。（ただし、安定処理を施す場合、受入側と事前に協議が必要。）

<受入側>

① 場内で乾燥又は安定処理対策を施す。（この場合、必要経費は搬入側が負担する。）

(3) 盛土材料のコーン指数

堤体部の盛土材料は、良好な転圧を可能にするため、コーン指数 500kN/m^2 以上のものを使用する。

持ち込み可能な発生土はコーン指数 300kN/m^2 以上のものとする。

建設機械の走行に必要なコーン指数

建設機械の種類	ポータブルコーン貫入試験によるコーン貫入抵抗 q_c (kN/m^2)	建設機械の接地圧 (kN/m^2)
超湿地ブルドーザ	200 以上	15~23
湿地ブルドーザ	300 #	22~43
普通ブルドーザ(15t 級程度)	500 #	50~60
普通ブルドーザ(21t 級程度)	700 #	60~100
スクレープドーザ	600 # (超湿地型は 400 以上)	41~56 (27)
被けん引式スクレーバ(小型)	700 #	130~140
自走式スクレーバ(小型)	1000 #	400~450
ダンプトラック	1200 #	350~550

(土地改良事業設計指針「ため池整備」 p174 参照)

(4) 盛土の土質定数

盛土の安定計算に用いる土質定数は、原則として土質試験によって得られた数値を採用するものとするが、これが困難な場合や概略的な検討を行う場合は、盛土の長期的安定性に対して下記の値を使用してよい。

(Iゾーン)

第3 a 種発生土 (SF) 以上の良質な土を密度管理しながら施工する。

[条件：圧密排水(CD)]

湿潤重量： $\gamma_t = 19 \text{ kN/m}^3$

内部摩擦角： $\phi_d = 30^\circ$

粘着力： $c_d = 5 \text{ kN/m}^2$

(IIゾーン)

土質はIゾーンと同様であるが、密度管理を行わない。

[条件：圧密排水(CD)]

湿潤重量： $\gamma_t = 17 \text{ kN/m}^3$

内部摩擦角： $\phi_d = 25^\circ$

粘着力： $c_d = 0 \text{ kN/m}^2$

(IIIゾーン)

主としてコーン指数 $900 \sim 400 \text{ kN/m}^2$ の軟らかい粘性土からなる。

$c_u = q_c / 10$ より、 $q_c = 300 \text{ kN/m}^2$ 、 $\phi_u = 0^\circ$ として

[条件：非圧密非排水(UU)]

湿潤重量： $\gamma_t = 16 \text{ kN/m}^3$

内部摩擦角： $\phi_u = 0^\circ$

粘着力： $c_u = 30 \text{ kN/m}^2$

※ IIゾーン、IIIゾーンについては、通常の「路体盛土」として品質管理を行うこと。

3 敷き均し・転圧

(1) 盛土のゾーン分け

搬入される建設発生材料によりI、II、IIIに区分し盛り立てのゾーンを区分する。

Iゾーン： 盛土の法面部で、 $C=5\text{kN/m}^2$ 、 $\phi=30^\circ$ $r_t=19\text{kN/m}^3$ の土質定数及び締固め度90%で管理する。(30cm転圧)

盛土材料は、基本的に砂礫・砂等の透水係数の高い材料で次の3種とする。

- ・第1種建設発生材料
- ・第2種建設発生材料
- ・第3種建設発生材料—第3a種

IIゾーン： 盛土範囲で暗渠を敷設している沢部(盛土初期)、法面背後のゾーン

盛土材料は、基本的にIゾーンと同様で、砂礫・砂等の透水係数の高い材料で次の3種とする。

- ・第1種建設発生材料
- ・第2種建設発生材料
- ・第3種建設発生材料—第3a種

なお、Iゾーンとの違いは、盛土の転圧に対する基準を設けず、フル転圧程度とする。(50cm転圧)また、透水係数の高い材料についてはIゾーン>IIゾーンとする。

IIIゾーン： I、IIゾーン以外の盛土範囲、法面に影響のない範囲。(50cm転圧)

盛土材料は透水係数の小さい材料で、ユーン指数 300kN/m^2 以上とする。これ以下は受け入れない。

- ・第3種建設発生材料—第3b種
- ・第4種建設発生材料

※ IIゾーン、IIIゾーンについては、通常の「路体盛土」として品質管理を行うこと。

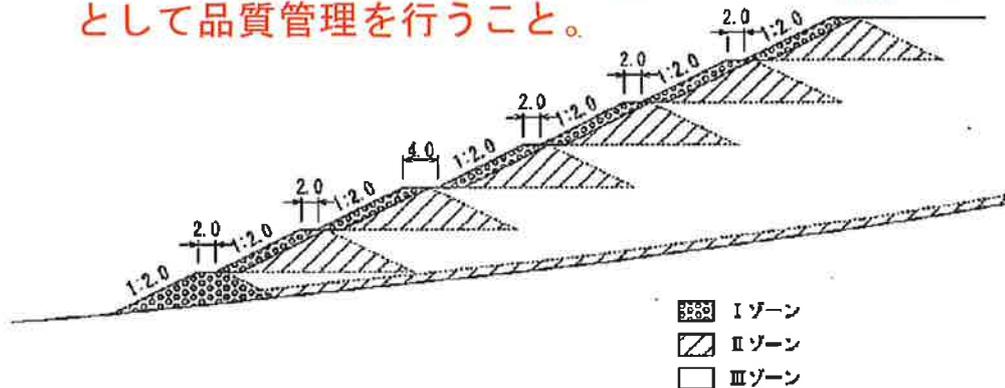


図. 盛土のゾーン区分の例

盛土の造成に関する管理基準フローを次頁に示す。

建設発生残土

コーン指数
 $q_c \geq 300 \text{ kN/m}^2$

※①工事現場で脱水が可能な場合
→工事現場で脱水後搬入
②工事現場で脱水が出来ないが処分場内にスペースがある場合
→石灰等で固化させた後搬入、又は処分場内で固化
③上記①～②の対応が出来ない場合
→建設汚泥として処分

ゾーン	Iゾーン適合材料	IIゾーン適合材料	IIIゾーン適合材料
土質区分 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3a種建設発生土 	<ul style="list-style-type: none"> Iゾーンの土質はOK 第3a種建設発生土 	<ul style="list-style-type: none"> I、IIゾーンの土質はOK 第3b種建設発生土 第4種建設発生土
土の性質 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 礫、砂、細粒土が概ね同量入っているもの 適度な湿り気があり、手で強く握ると固い団子ができる 土質区分で礫質土、砂質土 	<ul style="list-style-type: none"> 礫、砂、細粒土が概ね同量入っているもの 礫は少ないが、砂が中心で細粒土が半分以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 礫、砂、細粒土が概ね同量入っているもの 細粒土(粘性土)主体でこぶしは入らないが、親指は容易に入るもの 手でにぎると団子ができるが、軟らかくべとつきのもの
盛土ゾーンの基本	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面で安定解析で通常の盛土転圧では不安定となる範囲 密度、強度の盛土管理を必要とする 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面に直接背後部の盛土範囲 盛土初期の状部(暗渠排水) 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり面に対して、土圧等が直接影響を与えない範囲

土質試験
 ・土の物理試験・土の締固め試験
 ・三軸圧縮試験(OD)及びコーン試験
 $p_t = 19 \text{ kN/m}^3$ $\phi \geq 30^\circ$ 、 $C \geq 5 \text{ kN/m}^2$

No → II、IIIゾーンへ

※ IIゾーン、IIIゾーンについては、通常の「路体盛土」として品質管理を行うこと。

1層まき出し厚さ 30cm
 最大礫径 100mm以下
 径38.1mm以上の礫混入率は40%以下
 ※仕上げ面から50cmの範囲内には転石(100mm)を含んではならない

1層まき出し厚さ 50cm
 <搬入盛土材>
 最大礫径 100mm以下(転石300mm以下)
 径38.1mm以上の礫混入率は40%以下
 ※仕上げ面から50cmの範囲内には転石(100mm)を含んではならない
 <地区内流用土>
 最大礫径 300mm以下
 ※仕上げ面から1m内の範囲内には転石(100mm)を含んではならない
 ※仕上げ面から1m以上で構造物の基礎および地下埋設物に影響を及ぼさない場合には、最大寸法を300mmとすることができる

転圧方法
 ・ブル転圧
 ・締固め機械

転圧方法
 ・ブル転圧
 ※第3b種建設発生土および第4種建設発生土については同一箇所を連続した盛土を行わず、第1～3a種建設発生土とのサンドイッチ工法、または排水シートを併用して間ゲキ水圧を速やかに消散させることとする。

盛土管理
 ・密度管理(砂置換法)
 締固率 $D \geq 90\%$

盛土のり面保護

のり面保護工の選定
 資料-5参照

完 成

5 造成土工(埋立)に関する留意点

(1) 造成計画の年次計画について

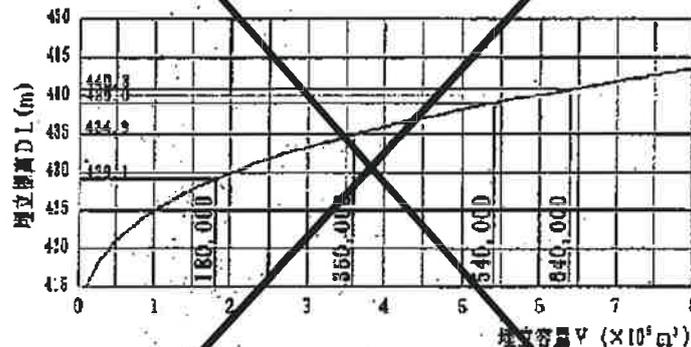
- 最下流部の土堰堤法面は原設計の形状を踏襲し、以下の年次計画を満足する埋立容量の検討を実施して各年次毎の計画図を作成する。
- 年次計画の基本条件は、次のとおりである。

(例) 総埋立土量 : 640,000m³

年間埋立土量 : 180,000m³ → 計4ヶ年(3年半)

この計画に従い、埋立容量を算出した結果、年次毎の計画造成高は、次のとおりとなる。

埋立標高～埋立容量関係図



年次	計画埋立 (m ³)	累加埋立量 (m ³)	計画埋立高 (m)
1年	180,000	180,000	429.1
2年	180,000	360,000	434.9
3年	180,000	540,000	439.0
4年	100,000	640,000	440.8

- ただし、調整池の設置を考慮した場合、調整池の設置位置および必要容量の確保の点から、土堰堤の位置をシフトする必要性が生ずる可能性もあり、この場合には改めて造成計画を見直す必要がある。

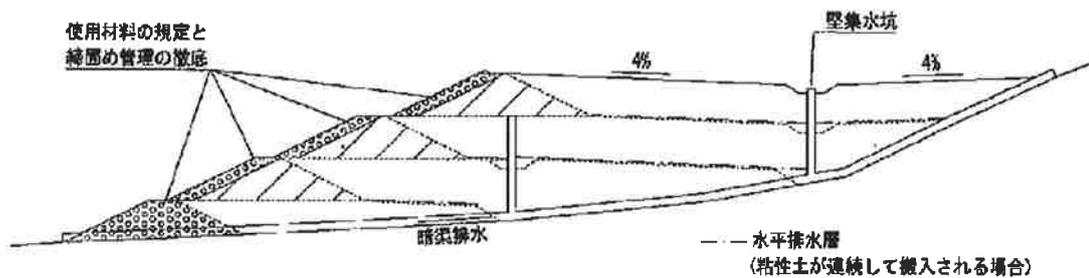
(2) 造成計画の詳細に関して

- 施工の手順は、最下流の土堰堤をはじめに施工し、施工中の土砂や表流水の流出を防ぎながら、その背面を埋め立てる。
- 土堰堤部分の盛土は、良質材料の使用と締め固め管理を徹底させる。良質な盛土材を使用し難しい場合には、セメント改良等の実施も検討する必要がある。その高さは完成法面1段当たりの高さである5mを基本として、背面の埋立が完了する毎に次の段を施工する手順を繰り返す。
- 埋立に先立ち、谷筋に排水暗渠を設置し、各ステップ毎の埋立エリア内に集水堅坑を設置する。集水堅坑は埋立の進行に伴い、順次継ぎ足しながら埋立地内の雨水を呑めるように施工する。

○埋立中は、上流側へ4.0%程度の排水勾配をとりながら施工し、表流水は集水堅坑から暗渠を通じて、下流に導くものとする。これにより、表流水及び浸透水による堰堤の不安定化を防止する。

○造成中の大雨対策として、雨水を集水堅坑周辺に一時貯留し、徐々に暗渠を通して排水することも下流への被害を防ぐ上で有効である。(堅坑は吸い出し防止マットで巻き立て、泥土の流出を防ぐ。)

○粘性土が連続して搬入される場合は、高さ5m毎に水平排水層を設け、堅集水坑等により排水する。水平排水層は砂礫による場合、厚さ30cm以上とする。



造成土工の基本的な手法

※使用材料によっては、斜線部の締め固めも必要

再生資源の利用の促進に係る特記仕様書

1 目的

この特記仕様書は、令和5年3月3日に公布された「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第6号令和5年5月26日施行以下「省令」という。)により、受注者は、事前に当該工事の建設発生土の搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号以下「盛土規制法」という。)、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(鳥取県条例第43号以下「盛土条例」という。)、その他法令等の許可を受けているか等を確認すること並びに、受注者は建設発生土の搬出先に受領書の交付を求めること等が必要となったため、その扱いを定めることを目的とする。

2 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、省令に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

3 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状及び搬出先における盛土規制法、盛土条例その他法令等の許可状況を省令に基づき確認しなければならない。

また、受注者は、確認結果を添付した再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

4 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、委託した搬出者に対して再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)及び前項の確認結果を省令に基づいて通知しなければならない。

5 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、省令に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

6 様式等(参考様式)

第2項及び第5項の受領書については、様式-1、様式-2を参考とすること。

また、第3項及び第4項の確認結果を記した書面(確認結果票)については、様式-3、様式-4を参考とすること。

記載にあたっては、別添-1「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について(令和5年3月31日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)」及び別添-2「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について(令和5年3月31日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)」を参考とすること。

7 附則

この特記仕様書は、令和5年5月26日以降新たに請負契約を締結する建設工事から適用する。

各地方整備局等建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等(平成3年建設省令第20号)の一部改正(令和5年3月3日公布)に関する補足説明及び運用は次のとおり。

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する政令(令和5年国土交通省令第6号)に関する補足説明及び運用を別紙1及び別紙2のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、管内都道府県の建設業担当部局に対して固知いただくとともに、本運用の趣旨を十分に御理解の上、建設会社への周知や制度の適切な運用をお願い申し上げます。

建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)の一部改正(令和5年3月3日公布)に関する補足説明及び運用は次のとおり。

1. 搬出先に交付を求める受領書等(第6条関係)

(1) 搬出先に交付を求める受領書等の対象工事規模(同条第1項から第3項関係)
同条第1項及び第3項に規定する「再生資源利用計画書」とは、第8条第1項の規定する搬出量以上である場合に作成したものをいう。

(2) 搬出先に交付を求める受領書(同条第1項関係)

1) 受領書の交付者等

受領書の交付により、元請建設工事事業者等(第9条に規定する工事現場の責任者(以下、同じ)が土砂をどこに運んだのかを明確にする)とともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。よって、搬出先においては搬出先の管理者に受領書の交付を求めること。

① 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所にあつては、当該建設工事の元請建設工事事業者等

② 上記①以外にあつては、搬出した土砂を引き継いで管理する者

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。

2) 受領書の記載事項

本規定は、省令第8条第1項の規定により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先に実際に搬出されたことを省令第6条第1項各号に定める事項を記載した受領書で確認するようを求めているものである。なお、第6条第3項に規定のとおり、元請建設工事事業者等は最終搬出先まで追跡する必要があるが、例えば土砂処分場で土砂の再利用を行っている場合もあることから、当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするために土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別※1)の記載も求めることとする。利用種別が「盛土利用等」の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、元請建設工事事業者等によるその後の土砂の追跡は不要とする。また、第6条第3項第1号の規定により土砂の追跡を不要とするには、国及び自治体の交付する受領書が必要である。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区分(※2)及び地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記するよう求めるものとする。

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出ししないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生日利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）による区分を標準とする。なお、これにより難い場合は土質材料の工学的分類体系（公社）地盤工学会）による。

(受領書記載例)

(搬出元) ●●●●建設工事
責任者(※) ●●●●殿

土砂受領書

責任者(※) ■■■■建設工事

受領先の名称及び所在地：■■■■建設工事
■■■■市■■■■町■■■■番地■■■■地内

受領した管理者の商号：■■■■建設(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●建設工事
●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山盛)
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山盛)

搬入が完了した日：令和●●年●●月●●日

※ 第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(搬出証明書記載例)

令和●●年●●月●●日

●●●●建設工事
責任者 ●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■■■■資材置き場
■■■■市■■■■町■■■■番地■■■■

受領した管理者の商号：●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●建設工事
●●●●市■■■■町■■■■番地■■■■地内

土砂の搬出量：一時堆積 第2種建設発生土 ●●●●m³ (地山盛)

搬入が完了した日：令和●●年●●月●●日

(3) 搬出先から受領書の交付が得られない場合（第6条第1項関係）
搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元の元請建設工事事業者等は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンブトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。

ただし、元請建設工事事業者等が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要である。

(4) 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面等（第6条第3項関係）

元請建設工事事業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（第6条第3項第1号から第3号に規定する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出された時は速やかに、当該他の搬出先への搬出に関して、同第1項に規定する受領書記載事項を記載した書面を作成する。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とすることとしており、その記載例を別添1に示す。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

1) 国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所（同項第1号）
「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であつて、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとする。なお、「その他公共性のある場所であつて国土交通大臣が定めるもの」は定めていない。

2) 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所（同項第2号）
他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」の解釈は第8条第1項の解釈（2.（1））による。

3) 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（同項第3号）
国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（令和5年 国土交通省告示第158号）に定めるとおり、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードをいう。

■■■■■市■■■町■■■丁目■■■番地■■■地内
 受領した管理者の商号名 :■■■建設(株)
 搬入元の名称及び所在地 :■■■ストックヤード
 ■■■市■■■町■■■丁目■■■番地
 土砂の搬入量 :盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³(縮固め量)
 一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³(ほぐし土量)
 搬入が完了した日 :令和●●年●●月●●日

※ 第10条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

項目	内容	備考
1	受領した管理者の商号名	■■■建設(株)
2	搬入元の名称及び所在地	■■■ストックヤード
3	土砂の搬入量	盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m ³ (縮固め量) 一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m ³ (ほぐし土量)
4	搬入が完了した日	令和●●年●●月●●日

1. 本表は、建設現場において、土砂の搬入状況を記録するためのものです。
 2. 本表は、建設現場において、土砂の搬入状況を記録するためのものです。
 3. 本表は、建設現場において、土砂の搬入状況を記録するためのものです。

事務連絡
令和5年3月31日

各地方整備局等建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長

再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について

日頃より、建設業行政・土壌環境行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成30年建設省令第20号。以下「省令」という。）の一部改正（令和5年3月3日公布）により、改正後の省令第8条第3項第1号から第3号において、元請建設工事事業者等が再生資源利用促進計画の作成に当たって確認すべき事項を定めたところと、つきましては、当該確認結果を記載した書面に係る解説を、別添2「確認結果票作成に当たっての解説」とおとり取りまされたいので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、管内都道府県の建設業担当部局に対して周知いただくとともに、本解説の趣旨を十分に御理解の上、建設会社への周知や制度の適切な運用を、お願い申し上げます。

確認結果票作成に当たっての解説 (共通欄・建設発生土の搬出先の確認欄)

I 共通

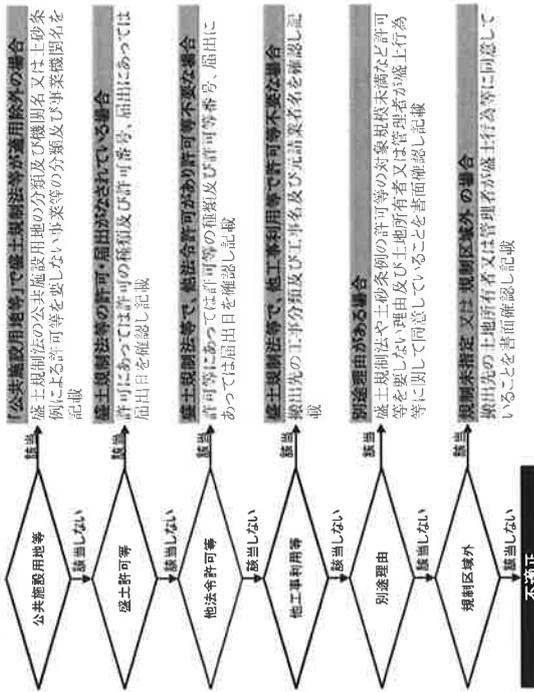
本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成30年建設省令第20号）」（以下「省令」という。）の第8条第4項に規定する「確認の結果を記載した書面の記載例を示したものです。
建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m³以下の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等（同第8条第3項1号及び第3号）や搬出先の確認等（同第2号及び第3号）を行い、確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公表の見えややすい場所へ掲示等を行う必要があります。

II 建設発生土の搬出先確認

- 確認**
建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。
(1) 搬出先が有している法令の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。
(2) (1)に該当しない場合であって、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「盛土規制法」という。）に規定する宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」）又は特定盛土等規制区域（以下「特定盛土」という。）又は都道府県、市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）が制定されている場合に当該条例に該当する場合は、これらの法令の許可等を要しない理由を確認する。
(3) (1)及び(2)に該当しない場合は当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時的積行為に対する同意を確認する。

2. 確認手順及び確認結果票の記載事項

搬出土砂が不法な盛土等に悪用されない盛土等となすことを防ぐため以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載する。



3. 確認区分

(1) 【公共施設用地等】

- 次のいずれにも該当する場合、
 - ・ 盛土規制法第2条第2号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1、(3))
 - ・ 「土砂条例が制定されている場合においては、「国又は地方公共団体の事業」など当該条例の許可等を要しない(参考資料2、(2))と規定されている場合

表1 公共施設用地等の分類

	公共施設用地	国又は地方公共団体が管理する施設用地
分類1	道路	水産飲雑用水
	公園	飛行場
	河川	航空保安
	砂防	運動場
	地すべり	緑地
	海岸防波	鉄道
	埋立	漁業廃排水
	埋立	林地廃排水
	埋立	急傾斜地の崩壊防止
	埋立	急傾斜地の崩壊防止
分類2	その他公共(条例)	廃棄物処理施設
	土砂条例※	水道
	その他公共(条例)	雨水貯留浸透
	土砂条例※	農業用ため池
	土砂条例※	管線敷雑用水

(2) 【盛土許可等】

- 次のいずれにも該当する場合、
 - ・ 宅造成及び特定盛土等規制法
 - ・ 第12条第1項【宅造成等工事規制区域域内】(第16条第1項【同変更】又は第30条第1項【特定盛土等規制区域域内】(第35条第1項【同変更】)の許可)
 - ・ 盛土規制法第21条第1項【宅造成等工事規制区域域内】(第26条第1項【同変更】)又は第40条第1項【特定盛土等規制区域域指定時】(第28条第1項【同変更】)の規定による届出
 - ・ 土砂条例が制定されている場合においては当該条例の許可又は届出

(3) 【地法令許可等】

- 次のいずれにも該当する場合、
 - ・ 盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により災害の発生のおそれがないと認められる工事(参考資料1、(2)から④又は⑥、⑧から⑩)として盛土規制法の許可等を要しない場合、
 - ・ 土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2、(3))に該当する場合

(4) 【他工利用等】

- 上記(1)から(3)に該当せず次のいずれにも該当する場合、
 - ・ 盛土規制法の許可等を要しない災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当する工事(参考資料1、(2)⑤、⑦、⑨から⑫、⑭から⑯)に該当する場合
 - ・ 土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料2、(2))

表2 他工利用等の分類

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1、(2)⑮
家畜感染予防	同第5号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業防衛	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
他工利用	同第10号ハ	同上⑭ハ
その他	土砂条例に定めるものうち上記3、(1)から(3)及び上記①号、3号、6号から8号、10号ハのいずれにも該当しないもの	参考資料2、(2)

(6) 【別途理由】

掘出先が盛土規制法の宅造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域であったり、上記(1)から(4)のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件を満たすなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料1、(1)、2、(1))。

(6) 【規制未指定】

掘出先が盛土規制法の規制区域(宅造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

(7) 【規制区域外】

上記(6)に該当せず、掘出先が盛土規制法の宅造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域がいずれにも該当しない場合。

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等
(1) 宅造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造成区域	宅地造成	-	①盛土で高さ10m以上の崖 ②切土で高さ2m以上の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m以上の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、②を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等	-	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等	宅地造成	①盛土で高さ10m以上の崖 ②切土で高さ2m以上の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m以上の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、②を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ10m以上の崖 ②切土で高さ2m以上の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m以上の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、②を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅造成等工事規制区域(宅地造成)及び特定盛土等規制区域(特定盛土区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「堆」とは宅造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面にに対し30度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下(参考資料1、(2)⑮、⑯イ又はロ)のものは許可等不要

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- 新山保安法(昭和44年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第78条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る工事(参考資料1、(2)⑤、⑦、⑨から⑫、⑭から⑯)に該当する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料2、(2))
- 新法(昭和55年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同法第2項(同法第67条)において準用する場合を含む。若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業家の許可を受けた者とみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業家の実施に係る工事
- 採石法(昭和55年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による届出を受けた者が行う当該届出に係る工事
- 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の届出を受けた者が行う当該届出の実施に係る工事

- ⑤ 土地改良法(昭和44年法律第95号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火災予防条例法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第21項の規定による届出をした者が行う火災予防の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同法第22項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑦ 発着者感染防止防止法(昭和48年法律第166号)第21条第1項若しくは第14項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による発着者の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第76条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による発着者感染防止の措置に係る工事、若しくは汚染防止法(昭和47年法律第100号)第7条第1項若しくは第2項の規定による汚染防止に係る工事
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項若しくは第14条第6項の許可を受けた者が若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者)による委託を含む。)を受けて、搬送物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第18条第1項、第19条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑨ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において規定する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌等の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑪ 森林の施業を奨励するために必要な作業監督の略称に関する工事
- ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害の防止のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方自治体建設公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- ⑬ 宅地造成又は特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条第1号の政令で定められている公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他のこれらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため地及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に因する施設(昭和49年法律第101号)第22条第2項に規定する防衛施設をいう
- ⑭ 施行令第2条で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、富農飲用施設、学校、運動場、水産施設、農業集落排水施設、熱業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

(3)公共施設用地(盛土規制法の適用除外)

盛土規制法第2条第1号の規定による公共施設用地とは、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおりに公共施設用地は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

<盛土規制法>

・盛土規制法第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

<宅地造成等規制法施行令(政令)>

・宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他のこれらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設の施設で主務省令で定めるもの

<宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)>

・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他のこれらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため地及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に因する施設(昭和49年法律第101号)第22条第2項に規定する防衛施設をいう

・施行令第2条で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、富農飲用施設、学校、運動場、水産施設、農業集落排水施設、熱業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

(1) 土砂条例による許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し、一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する取扱いについては条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行われる等の工事は当該条例の許可等を要しないものとして規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものとして規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設課 03-5253-8111(代)

確認結果票作成に当たったの解説

(土壌汚染対策法等の手続確認編)

III 土壌汚染対策法等の手続確認

1. 概要

元請建設工事事業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者が行った手続(土壌汚染対策法等の発注者の手続)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を進捗するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し、現場現況を記録してください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存してください。

2. 手続確認事項

2-1. 土壌汚染対策法の手続確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

(1) 土壌汚染対策法(以下「法1」といふ。))の届出の要否

以下①～③の対応要否をご確認ください。①は2-1(3)に該当した場合に届出の要否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

① 法第3条関係

ア、有害物質使用用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要がある(法第3条第1項)。
イ、有害物質使用用特定施設の使用を廃止したとき、2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

② 法第4条関係

ア、3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用用特定施設が設置されている土地等では900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。
イ、土地の所有者等の委員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

③ 法第14条関係

国土調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

④ 法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

(2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

① 法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

② 法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

③ 法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第4項)。

(3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)②の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手続確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。加えて、工区別等で記載する場合には、工区等をも併せて併せてご確認ください。
- ・法、条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取扱いが望ましいとされます。

4. 補足説明

(1) 有害物質使用用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

(2) 土地の形質の変更

「土地の形質を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要となります。
【対象例】地盤改良、掘削、盛土、砕、鋼矢板の打設

(3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

① 土地を区域外へ搬出したこと ② 土壌の飛散又は搬出を伴う形質変更でないこと ③ 形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります(なお、900m²未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります)。

(4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

① 土壌を区域外へ搬出したこと ② 土壌の飛散又は搬出を伴う形質変更でないこと ③ 形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路跡の整備で区域外に土壌を搬出しないうる、非常災害のために必要な緊急措置、鉱山関係の土地も適用対象外になります。)

(5) 区域指定

要措置区域又は形質変更時要届出区域のことを指します。

■ 要措置区域

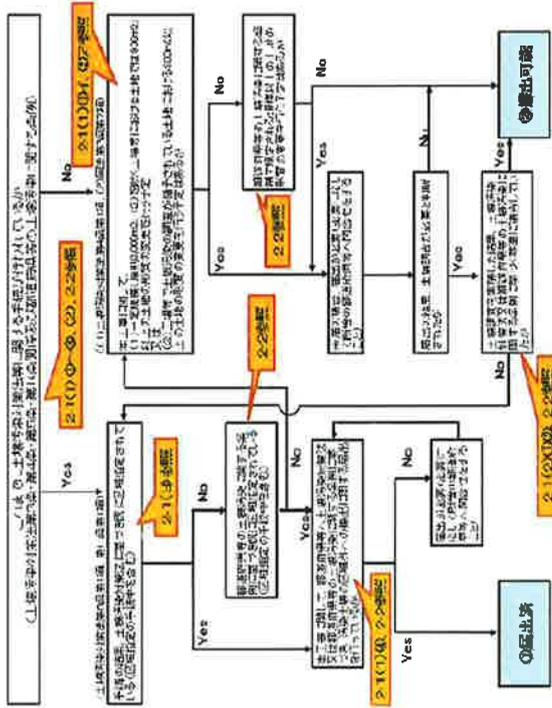
汚染の拡散経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■ 形質変更時要届出区域

汚染の拡散経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において基面路跡の遮断が行われた区域を含みます。)

5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」の対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



問合せ先 環境省水・大気環境局水環境課土壌汚染室
03-5521-8322

(搬出元)
●●●●●建設工事
責任者(※) ●●●●●様

(搬出元)
●●●●●ストックヤード(株)
代表取締役 ●●●●●様

(受領先)
●●●●●建設工事
責任者(※) ●●●●●様

(受領先)
●●●●●建設工事
責任者(※) ●●●●●様

土砂受領書

土砂受領書

受領先の名称及び所在地： ●●●●●建設工事
●●●●●市●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内
受領した管理者の商号： ●●●●●建設(株)
搬出元の名称及び所在地： ●●●●●建設工事
●●●●●市●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内
土砂の搬入： 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山土量)
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山土量)
搬入が完了した日： 令和●年●月●日

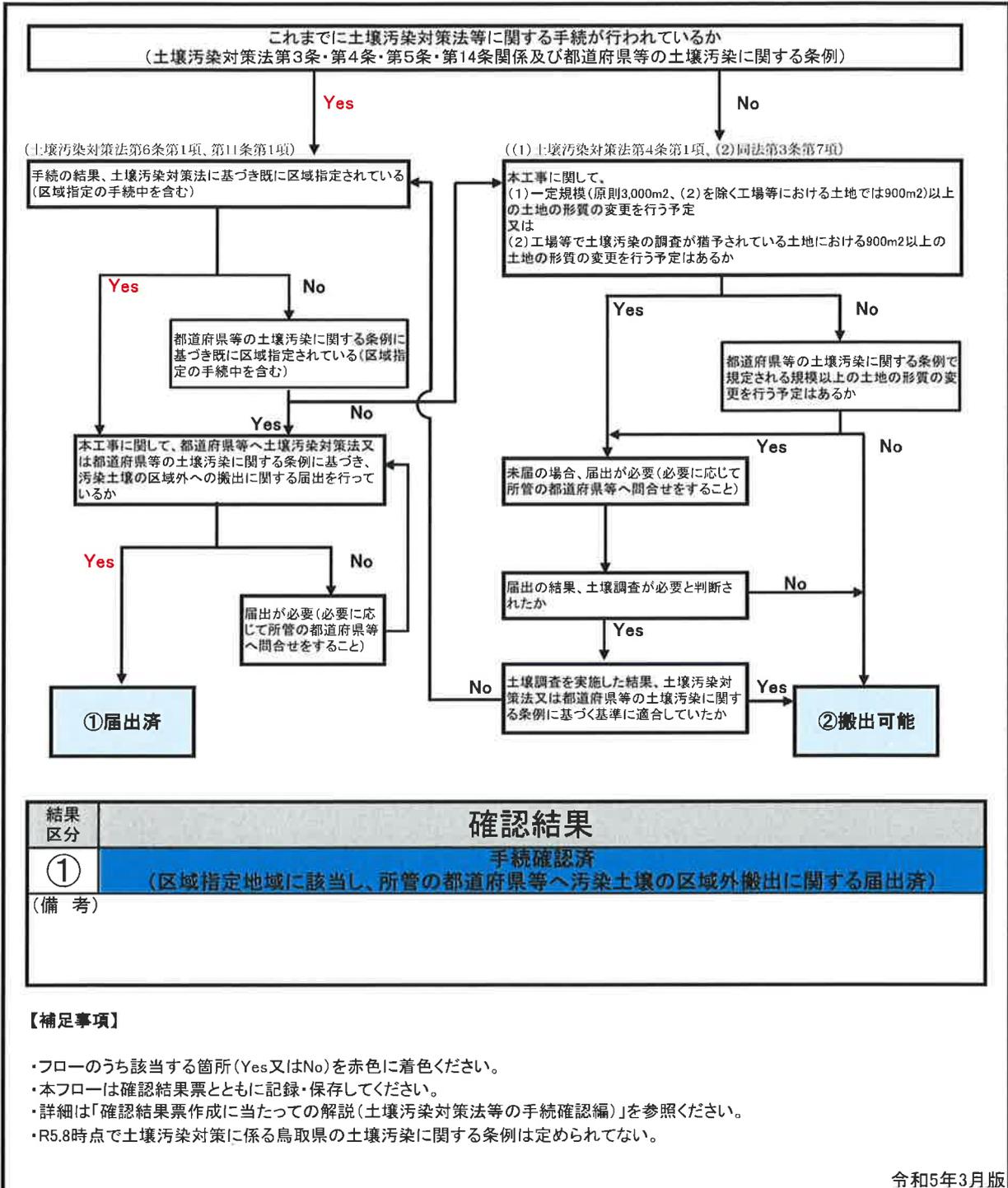
受領先の名称及び所在地： ●●●●●建設工事
●●●●●市●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内
受領した管理者の商号： ●●●●●建設(株)
搬入元の名称及び所在地： ●●●●●ストックヤード
●●●●●市●●●●●丁目●●●●●番地
土砂の搬入量： 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山土量)
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山土量)
搬入が完了した日： 令和●年●月●日

※ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)第10条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

土壤汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)

様式-4



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壤の区域外搬出に關する届出済)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壤汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・R5.8時点で土壤汚染対策に係る鳥取県の土壤汚染に関する条例は定められてない。

令和5年3月版

みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%引き上げ、平成24年度に比べ約53.4%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☺ 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 元請 ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 元請 ➢ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成25年に11.5%、平成26年2月に6.6%、平成27年2月に4.1%、平成28年2月に3.6%、平成29年3月に3.2%、平成30年3月に3.1%、平成31年3月に1.4%、令和2年3月に2.5%、令和3年3月に0.8%、令和4年3月に2.8%、令和5年3月に4.4%引き上げられ、平成24年度に比べ約53.4%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価(円)												上昇率
	H24.4	対H24.4比	対H25.4比	対H26.2比	対H27.2比	対H28.2比	対H29.3比	対H30.3比	対H31.3比	対R2.3比	対R3.3比	対R4.3比	
特殊作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	5.4%	2.0%	44.9%
普通作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	3.3%	3.2%	48.1%
軽作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	0.0%	6.1%	47.4%
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	5.0%	1.7%	55.3%
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.9%	45.6%
運転手(特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	4.0%	2.2%	42.6%
運転手(一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	5.2%	2.5%	50.5%
型わく工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	0.0%	6.4%	58.9%
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	5.6%	52.3%
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	0.0%	4.9%	52.1%

【公共工事設計労務単価とは？】

- 公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者51職種について定めています。
- 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- 労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担相当額を含む。）及び出来高給
- 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
- 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- 新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（16,000円/日、20日/月勤務）の場合

月当たり 16,000(円/日)×20(日)=320,000円となり、これは上記枠内の1.～4.により算定した年収(3,840千円)を12ヶ月で除したものに相当し、法定福利費(雇用保険、医療保険及び年金保険)の本人負担相当額(約16%)が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R5.4.1時点）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	56,000円 (100.0%)	54,544円 (97.4%)	1,456円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	3,687円 (100.0%)	1,982円 (53.5%)	1,705円 (46.5%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	7,415円 (100.0%)	6,029円 (81.3%)	1,386円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	56,000円/t	54,544円/t	8,547円/t	8,989円/t
足場工	3,687円/掛㎡	1,982円/掛㎡	311円/掛㎡	327円/掛㎡
型枠工	7,415円/㎡	6,029円/㎡	945円/㎡	994円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×156.70÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×164.80÷1,000

※R5.4.1時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

(目的)

第1条 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針（別表2及び3を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 元請負人 県発注工事を県から直接請け負った者をいう。
- (2) 下請注文者 県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。
- (3) 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第1条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

(下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務)

第4条 下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第8条及び建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第19条の3の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。
- (2) 使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。
- (3) 事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけでなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。
- (4) 長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。
- (5) 技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

- (6) 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第1号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

(下請次数の制限)

第5条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）にあっては3次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表1に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

(下請負人の選定)

第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

- (1) 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。
 - (2) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。
 - (3) 下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第5号に定める期限内に県へ提出しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。
 - (4) 下請注文者（下請の次数が2次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、施工能力を有する県内業者が1社以下であると元請人が判断する場合等、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができる。
 - (5) 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。
- 2 前条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定による承認に準用する。

(下請契約の締結に当たっての遵守事項)

第7条 下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第4条第1号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。
- (2) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重す

るとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

- (3) 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成 22 年 7 月 26 日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にあつては別表 2 の条項を、元請負人以外の下請注文者にあつては別表 3 の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。
- (4) 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。
- (5) 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して 20 日以内に建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第 14 条の 2 及び同規則第 14 条の 4 に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

（帳簿書類等の備付け）

第 8 条 元請負人は県発注工事ごとに前条第 5 号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第 1 項及び第 4 項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

（確認、指示等）

第 9 条 県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年 3 月 11 日付管第 2313 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。

- 2 県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 3 下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。
- 4 県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、同年 7 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条第1項第3号の改正規定並びに様式第1号（第7条関係）中のNo.3の改正項目及び記入要領4の改正規定は、平成27年12月31日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成29年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第1項及び第6条第1項第3号の改正規定（ただし書を除く。）並びに様式第2号（第7条関係）中のNo.3の改正項目は、平成29年9月30日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係） 下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成 11 年 10 月 5 日付管第 435 号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記 2 の記載事項を記載すること。

1 監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、2 次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、1 次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

2 協議書記載事項

(1) 協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第 5 条第 1 項・第 6 条第 1 項第 4 号・第 6 条第 1 項第 5 号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

(2) 協議理由

注意：下記 3 に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

(3) 下請工事の内容

(4) 下請負人予定者

3 協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
<p>第 5 条第 1 項 (次数制限)</p>	<p>1 当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由（施工能力を有する県内業者が 1 社以下であると判断した理由を含む。）を記載すること。</p> <p>2 制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。</p> <p>* 次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を 1 次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、1 次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、2 次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。</p> <p>* なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の手持ち工事量が多い。 ・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がいない。
<p>第 6 条第 1 項第 4 号 (県内業者優先) 第 6 条第 1 項第 5 号 (県外貢献業者優先)</p>	<p>1 下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</p> <p>2 県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。</p>

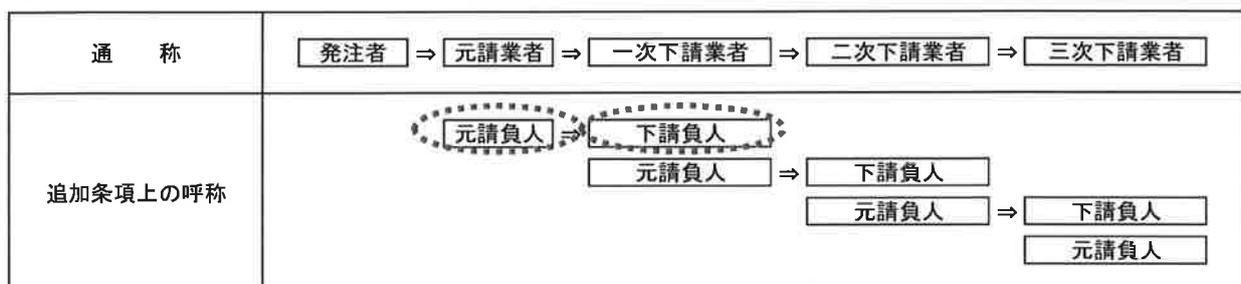
【1次下請用】

（県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

- 第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。
- 2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からは是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。
 - 3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。
 - 4 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に係りのある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。
 - 5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表2における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。これ以外の下請契約においては、別表3の追加条項を追加してください。

【2次下請以下用】

（下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

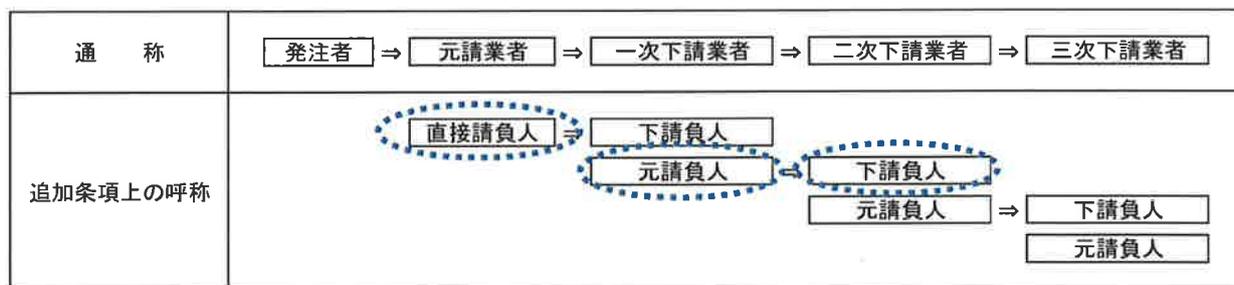
第 一 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

2 元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

3 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。

4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表3における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。
 なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

報告書提出年月日 平成 年 月 日
報告書作成年月日 平成 年 月 日

保険未加入者選定報告書

（報告書作成者：県と直接契約関係にある元請負人）

商号又は名称

代表者氏名

印

保険未加入者の商号又は名称：	
1 保険未加入者を選定した具体的な理由	
2 当該保険未加入者に対する保険加入指導状況	<ul style="list-style-type: none">・保険加入指導を行った日（ 年 月 日）・保険未加入者に行った加入指導の内容 ・保険未加入者の保険加入手続完了時期（見込み） （ 年 月 日）
3 当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由	具体の理由を詳細に記載すること

報告書提出年月日 平成 年 月 日
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

下請契約遵守事項報告書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）

商号又は名称

代表者氏名

印

下請負人の商号又は名称：				
No.	項 目	はい	いいえ	「いいえ」 の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第4条第1号に規定する金額が確保されるよう努めた。			—
2	指針第5条第1項（回数制限）に違反する下請契約ではない。			—
3	指針第6条第1項第3号（保険未加入者との下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。			
4	指針第6条第1項第4号（県内業者優先）及び第5号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。			—
5	指針第7条第1号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			—
6	指針第7条第2号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第7条第3号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表2又は3に掲げる条項を追加して記載することとしている。			—

〔記入要領〕

- 1 下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。
- 2 確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。
- 3 確認項目No.2及び4について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。
- 4 確認項目No.3及び6について、「いいえ」となることが認められるためには、No.3においては2次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、No.6においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。
- 5 元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。
また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に県に提出すること。
- 6 1から5の要領は、変更契約時も同様とする。

法令等による規制状況調査書

工事名	岩美第二事業所造成工事(2工区)		申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の 要否						
道路法	<input type="checkbox"/> 24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 32条(道路の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 95条の2(公安委員会との調整)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
河川法	<input type="checkbox"/> 20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 24条(河川の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 26条(工作物の新築等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条(土地の掘削等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県砂防指定地等 管理条例	<input type="checkbox"/> 4条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
地すべり等防止法	<input type="checkbox"/> 18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
急傾斜地の崩壊による 災害防止に関する法律	<input type="checkbox"/> 7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
農地法	<input type="checkbox"/> 4条1項(転用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 5条1項(一時転用の事前協議・報告) R5.2.24付第202200246188号「公共事業の施工に伴う附帯施設の設置の際の農地の一時転用の取扱いについて」(技術企画課長通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
森林法	<input type="checkbox"/> 10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条(保安林の指定解除申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 伐採範囲事前協議 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県漁業調整規則	<input type="checkbox"/> 48条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
文化財保護法	<input type="checkbox"/> 94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然公園法	<input type="checkbox"/> 20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 33条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県立自然公園条例	<input type="checkbox"/> 16条1項(特別地域における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 16条2項(普通地域における行為の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然環境保全法	<input type="checkbox"/> 25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 28条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県自然環境保全 条例	<input type="checkbox"/> 20条1項(特別地区における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 20条2項(普通地区における行為の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
採石法	<input type="checkbox"/> 42条の2(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
砂利採取法	<input type="checkbox"/> 43条(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 4条1項(土壌汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	■ 届出不要		①掘削面積		②盛土面積		合計 (①+②)	
※掘削、盛土面積は、 事業箇所全体における面積 を記入すること。(工事毎の面積ではない) ※掘削及び盛土部分の合計の面積が3,000m ² 以上となる場合は届出が必要。ただし、盛土のみの場合は届出不要。								
景観法	<input type="checkbox"/> 16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
都市計画法	<input type="checkbox"/> 34条の2(開発行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
水路業務法	<input type="checkbox"/> 6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 19条1項(水路関係事項の通報)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
漁業対策協議会規約	<input type="checkbox"/> (事業調整会議等での協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
その他	例)法定外公共物等	要(否)					<input type="checkbox"/>	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など

2009年4月22日(水)

技術企
横山 忠弘

県土整備部
技術企画課技術調査担当

文書番号: ※通常空欄 第200900004284号※施行文書番号を記入
カテゴリ: 技術企画 軽易処理通知文書(該当する文書のときチェック。詳細はこちら)

施行日 : 2009/04/22 例規的通知文書(長期間効力を有する例規的な文書のときチェック)

公共事業に伴う残土処理業務に係る財団法人鳥取県建設技術センターとの協定について(通知)

内容

通知

第200900004284号
平成21年4月21日

部内各課長
各総合事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥取港湾事務所長 } 様

県土整備部長
(公印省略)

公共事業に伴う残土処理業務に係る財団法人鳥取県建設技術センターとの協定
について (通知)

公共事業の実施に伴って発生する建設発生土を適切に処理することは、発注者の責務であり、本県では、建設発生土の処分及び活用をより効率的に行うため、財団法人鳥取県建設技術センター(以下「センター」という。)の協力を得て、処分地の確保等を行ってきたところですが、県とセンターの役割分担が不明確であり、連携・協力体制や県職員が行う業務の位置付け等に疑義が生じたため、このたび、別添写しのとおり「公共事業に伴う建設発生土処理業務に関する協定」を締結し、それぞれの役割分担を明確にしました。

ついては、今後は、この協定に基づき、適切に業務を実施してください。

また、県が分担することとした業務については、「県の業務」として責任を持って処理してください。事務処理方法等は、下記のとおりです。

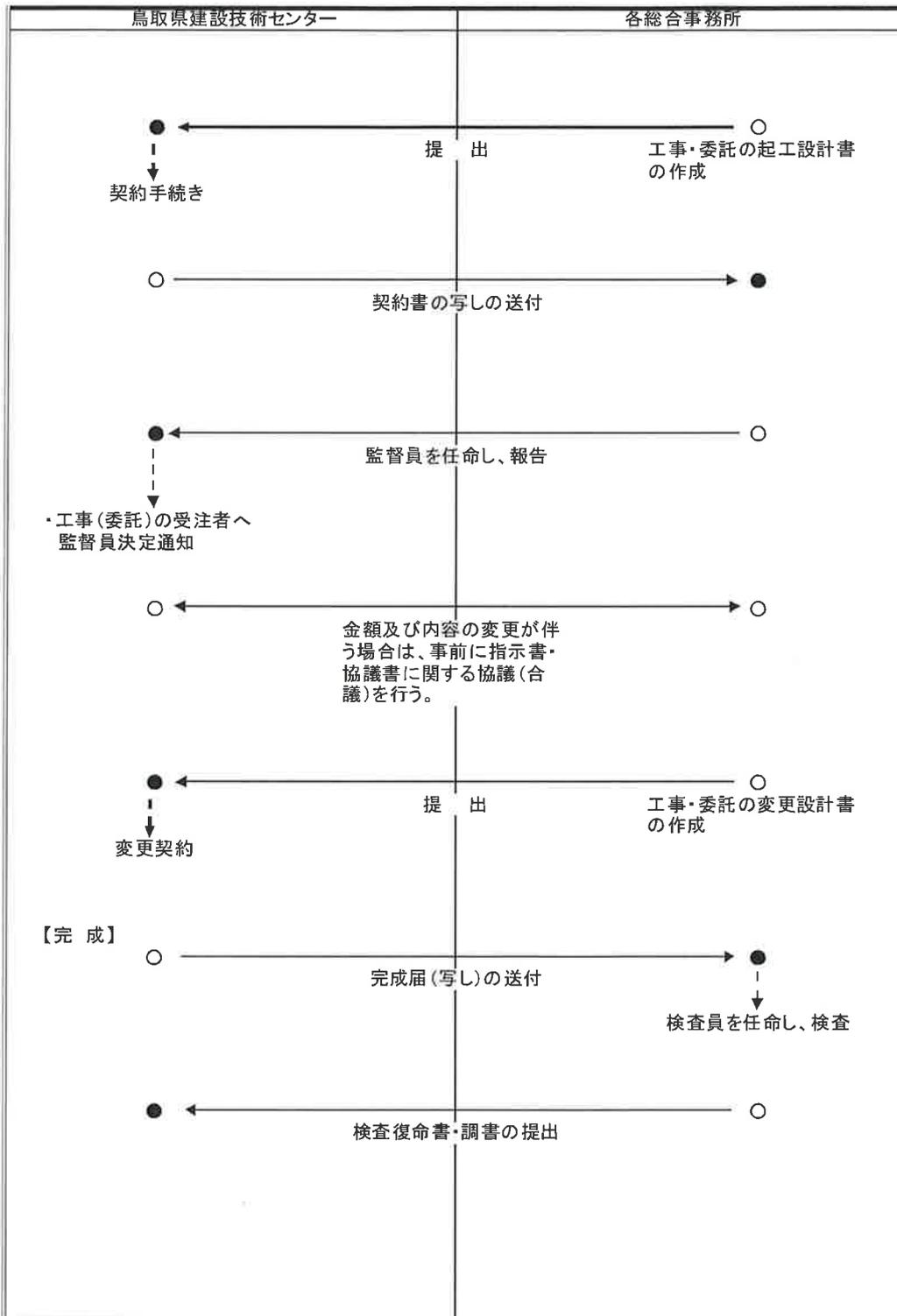
[担当 : 技術企画課技術調査担当 横山 (電話) 0857-26-7410]

記

- 1 業務に従事する職員は、所属長の命令に従って職務を遂行する。
(センターからの委嘱は受けず、県職員の立場で事務に当たる。)
- 2 センターが発注する委託及び工事に係る起工(変更)設計書の作成、監督、検査等の業務については、別紙の手順により行う。

別紙

起工から完成検査までの手順



協定書(写)



残土協定書.pdf